

日高市告示第73号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を次のとおり指定し、平成24年4月1日から適用する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項の規定による都市計画区域の指定がされている区域で、都市計画法第8条第1項第1号の規定による工業専用地域の指定がされている区域を除く区域